

## 整骨院・接骨院(柔道整復師)にかかる受診の内容照会について

当健保組合では、皆様からいただいた保険料を適正かつ有効に活用するため、医療費適正化対策の取り組みを実施して参りましたが、今般 平成24年3月12日付にて厚生省保険局より「柔道整復施術療養費の適正化の取り組みについて」の通達がなされたことから 当健保組合では、療養費適正化対策といたしまして下記の専門業者に業務委託をし一層の適正給付に努めることといたします。

今後、皆様に確認のための照会文書が届いた際には速やかにご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

※ 照会文書の送付時期は、施術月から3カ月以上経過してからとなりますので  
領収書の保管と施術内容等の記録を併せてお願いいたします。

＜ 委 託 先 ＞ .....  
ガリバー・インターナショナル(株)保険管理センター  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-11-10